

令和 7 年度東京都立富士高等学校（全日制課程）・東京都立富士高等学校附属中学校
いじめ防止基本方針

1 はじめに

本校は全日制普通科の併設型中高一貫教育校であり、高等学校各学年 5 学級のうち、3 学級分は併設中学校から入学していたが、令和 2 年度から高校入試がなくなり、完全中高一貫化となった。

6 年間一貫通貫したカリキュラムを組み、探究活動を充実させている。生徒は、学習、運動と高い志をもって取り組む文武両道を目指した進学校である。

都立富士高等学校並びに附属中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。中高一貫教育校の特色である 6 年間での人間関係や、高校時より新たに入学してくる生徒達との人間関係など、様々な要因を想定して、本校では特に上記の特色を次の 2 点を掲げ、学校をあげて組織的に対応していく。

- (1) いじめ問題の対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、地域と連携し、保護者や関係機関の理解や支援等を得ながら、いじめから生徒を救うとともに、未来を担う彼らに人権尊重や尊厳の保持、生命の大切さ等を理解させ、規範意識・倫理観の向上を図る。
- (2) いじめは「どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、その防止等に向けて学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として毅然とした態度で取り組んでいく。また、このことは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であるため、教職員が自らの問題として切実に受け止め、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という認識のもと、被害者の立場に立って指導を進めていく。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第 2 条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校及び教職員の責務（本校のいじめの問題に対する基本姿勢）

- 1 いじめは絶対に許さない、見過ごさないという共通認識を持つ。
- 2 生徒一人ひとりを大切にし、生徒と教職員の信頼関係を構築する。
- 3 学校、家庭、地域（関係機関）が連携・協力して「いじめ問題」に取り組む。
- 4 いじめの防止・早期発見に向け組織的に取り組む。
- 5 いじめの早期対応・早期解決に向け組織的に取り組む。
- 6 いじめの事後指導を丁寧に行うとともに再発を防ぐ。

4 組織

(1) いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

① 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため組織する。

② 構成員

学校サポートチームと兼任とする。

③ 開催

ア 定例会を各学期に1回開催する。

イ 内部委員会として、生活指導部会議を定期的に開催する。

ウ 臨時部会を必要に応じて、必要な構成員で開催する。

④ 内容

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。

イ 教職員の共通理解と意識啓発を行う。

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。

エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約を行う。

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約を行う。

カ 発見されたいじめ事案への対応を行う。

キ 構成員の決定を行う。

ク 重大事態への対応を行う。

5 いじめの未然防止

本校では、「いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全職員が取り組む。

以下の取組を計画的に行い、併せて評価・改善を行っていく。

(1) 学級担任・学年主任

- ・学級担任は、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・学年主任は学年集会等でいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学年全体に醸成する。

(2) 養護教諭

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(3) 生徒指導担当教員（生徒部）

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・外部関係機関と連携できる体制を整える。

(4) 管理職

- ・校長は、全校集会等でいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・副校長は、学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

(5) 渉外担当教員

- ・保護者に対して、いじめ防止に関する本校の取組を周知するとともに、いじめに対する意識啓発を行う。

6 いじめの早期発見

本校では、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

(1) 生徒指導担当教員（生徒部）

- ・「生徒対象いじめアンケート」を年2回（前・後期）実施する。
- ・「教員対象いじめ取組評価アンケート」を各学期に1回実施する。
- ・生徒部生徒相談係は、定期的に教育相談担当者会議を開催し、生徒の情報を交換し共有する。理由なく3日以上連続して欠席した生徒については、各会議で取り上げ、現状を把握する。

(2) 養護教諭

- ・スクールカウンセラーとともに相談体制を整備するなどして、生徒・保護者が相談しやすい環境づくりを進める。

7 いじめの対応

(1) 管理職

- ・校長は、いじめ対策委員会を開催し、担任や学年職員、生徒と関わりのある職員を召集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図り、速やかに対応する。いじめ対策委員会を中心に、今後の対応や役割分担を確認させる。状況に応じて、事実確認の結果を、東京都教育委員会に報告する。
- ・副校長は、校長の命を受け、いじめ対策委員会を開催し、担任や当該学年職員、生徒と関わりのある職員を召集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図り、速やかに対応する。今後の対応や役割分担を確認する。

(2) 教務情報部主任

- ・いじめ対策委員会の開催日時等の連絡及び調整を図る。

(3) 学級担任等

- ・事実の確認のため、情報収集を行う。関係生徒への支援・指導を行う。
- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害者・被害者・関わったと思われる生徒）の家庭訪問等を行い、今後の学校連携方法について話し合う。必要に応じ、管理職や学年主任も加わる。

(4) 生徒指導担当教員（学年生徒指導部）

- ・事実確認のため、情報収集を行う。

(5) 学年主任

- ・担当する学年の生徒の情報を収集し、学年担当職員間の情報共有に努めるとともに副校長に報告する。

(6) 生活指導主任

- ・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全教員が共有できる体制を整備する。校内と校外の関係者間の連絡・調整を図る。

(7) 生徒相談担当教諭

- ・スクールカウンセラーや警察経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整備する。

(8) 養護教諭

- ・生徒の保健室への来室状況や健康状態を確認する。
- ・スクールカウンセラー、生徒相談担当と連携して生徒の来室状況を確認し、心のケア等必要な支援を行う。

(9) 部活動顧問

- ・事実の確認のため、情報収集を行う。

(10) 保護者

- ・子どもの様子を把握し、異変を感じた時は、直ちに学校に連絡し連携してあたる。

(11) 地域

- ・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

8 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- (1) 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、東京都教育委員会又はその当該学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

①「生命・心身に重大な被害が生じた疑いある場合」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

ア いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を東京都教育委員会に報告する。

※東京都教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

④ 学校を調査主体とした場合は以下のとおり進めること。

ア 校長は、直ちに教育委員会に報告する。

イ 学校は、教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会を開催する。

ウ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

オ 学校は、直ちに関係機関（警察・児童相談所等）との連携を図る。

カ 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。

キ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

⑤ 教育委員会が調査主体となる場合は以下のとおりとする。

ア 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提供など、調査に協力する。

9 研修

本校は、いじめの未然防止、早期発見、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、いじめに対する教職員の意識や対応力を高めるための研修を以下のように実施する。

- (1) 職員会議等で学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図るとともに、年1回、いじめに関わる問題についての校内研修を年間計画に位置づけて行う。

- (2) 学校における情報モラル教育（個人情報扱い等）を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

10 年間行事予定

全 学 年

4 月

- ・生徒指導部講話〈内容にいじめ防止を含む〉（前期始業式：2年3年生対象）
- ・いじめ防止教育（各学年）
- ・学校いじめ防止基本方針の提出
- ・学校いじめ防止基本方針の施行
- ・学校HPに学校いじめ防止基本方針を掲載して公表
- ・二者面談の実施

5 月

- ・スクールカウンセラーとの全員面接

6 月

- ・第1回「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の実施
- ・生徒対象いじめアンケートの実施
- ・教職員対象いじめ取組評価アンケートの実施〈1学期のまとめ〉

7 月

- ・第1回学校サポート委員会・いじめ対策委員会の開催〈評価・改善検討〉

8 月

- ・いじめ防止教育（各部活動等）

9 月

- ・生徒指導部講話〈内容にいじめ防止を含む〉（2学期始業式）
- ・いじめ防止に関する職員研修会の実施

10 月

- ・教員相互授業公開
- ・生徒対象いじめアンケートの実施
- ・人権教育講演会

11 月

- ・第2回「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の実施
- ・生徒対象いじめアンケートの実施
- ・教職員対象いじめ取組評価アンケートの実施〈冬季休業前のまとめ〉
- ・いじめ防止教育（各ホームルーム等）

12 月

- ・第2回学校サポート委員会・いじめ対策委員会の開催〈評価・改善検討〉

1 月

- ・いじめ防止教育（各ホームルーム等）

2 月

- ・教職員対象いじめ取組評価アンケートの実施〈年度のまとめ〉
- ・学校運営協議会において次年度の学校いじめ防止基本方針の協議
- ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び学校ホームページで公表

3 月

- ・第3回学校サポート委員会・いじめ対策委員会の開催〈①今年度の成果及び課題の検討 ②次年度の取り組みの検討〉
- ・生徒指導部講話〈内容にいじめ防止を含む〉（修了式）